経済産業省

令７．１１．１２
証　６　－　２

研究開発税制について

2025年11月12日

イノベーション・環境局　研究開発課

１－１．研究開発税制の効果

- 企業の研究開発活動は、その成果が広く経済全体に恩恵を及ぼすものである一方で、成果が生まれるか分からないといったリスクの高いものであり、市場原理に任せるだけでは十分な投資が行われない可能性がある。
- こうしたことを踏まえ、研究開発税制は、**我が国の成長力・国際競争力の強化を目的に、民間研究開発投資額の維持・拡大を促す仕組み**であり、**研究開発投資額を目標としてきている**。
- 現行の研究開発税制においては、第6期科学技術・イノベーション基本計画における2021年度から2025年度までの官民合わせた**研究開発投資約120兆円の達成への貢献を目標**としている。
- 研究開発税制の効果については、国際的に研究が進められており、一般的に企業の研究開発投資の「量」に対して**正の効果**があるとされている。
- なお、**研究開発税制の優遇の程度が研究開発拠点の立地決定に影響を与える**との論文もあり、**国際的に遜色のない水準のインセンティブ措置が必要**なことが示唆されている。
- 前回のEBPM専門家会合におけるご意見を踏まえ、「質」の評価について国内外の有識者と意見交換を実施したところ、

（1）「質」には必ずしも明確な基準がないこと

（2）各国の研究開発税制は基本的に「量」に対する効果を期待していること

（3）特許については業種や業界によって重要性が異なり、意図的に出願をしないケースもあることなど、

留意すべき点も多く、質に与える効果の測定は難しいのではないか、との意見があった。

（参考）研究開発税制の意義

R&D tax incentives（OECD 2024） （抜粋・仮訳）

- ✓ 企業の研究開発力を高め、イノベーションや経済成長、社会的な豊かさを促進することを目指して、政府は税制を活用し、企業が研究開発に投資するための財政的インセンティブを提供している。
- ✓ こうした**先端的な知識やその応用への追加的投資は外部波及効果や高い不確実性を伴うため、企業自身が得られる利益を超える恩恵をもたらす**可能性があり、それが**税の恩典の正当化**につながる。

Aiming to boost R&D performance by businesses and drive innovation and economic growth and social well-being, governments use the tax system to provide financial incentives for companies to invest in R&D. This additional investment in cutting-edge knowledge and its applications, which exhibit spillovers and high uncertainty, can provide benefits beyond those that the firms themselves can appropriate and can justify the subsidy.

（出典）OECD R&D tax incentives　https://www.oecd.org/en/topics/r&d-tax-incentives.html

Identifying Technology Spillovers and Product Market Rivalry. （2013）

著者　　：Bloom, N., Schankerman, M. and Van Reenen, J.
発行機関：Econometrica

- ✓ 個々の企業の研究開発費の増加によるその企業の売上高の増加（私的な限界収益率）と他の企業全体への正・負の外部効果（社会全体の限界収益率）を比較すると、**外部効果は正**であり、かつ、**社会全体の収益率は私的な収益率の2.5倍以上と推計**される。

IDEAS（経済学に特化した世界最大の学術文献データベース）ランキング上位のジャーナルの中から、RIETIのイノベーション研究の専門家の協力を得て作成。

（参考）研究開発税制に関する学術的示唆

OECD microBeRD（2023）

- ✓ 研究開発税制が企業の研究開発投資に与える効果の大きさは、企業規模や業種によって異なるが、**日本を含むすべての国のデータを集約して１つのデータセットとして分析した結果、統計的に正の有意な効果が確認できた**。他にも、**日本では特許取得や売上に対してプラスの影響**が確認されている。
- ✓ 一方で、研究開発税制が、特許取得や売上等のイノベーションの成果に与える影響を正確に評価するには、**企業単位のデータが十分ではない**としてる。

※ 研究開発税制がイノベーションや経済に与える影響を評価するために、OECD加盟国の統計等のデータを用いて分析を実施。

Do R&D Tax Credits Work? Evidence from a Panel of Countries 1979–1997 （2002年）

著者　　：Nicholas Bloom（Institute for Fiscal Studies（IFS））、Rachel Griffith (IFS and Centre for Economic Policy Research（CEPR））
　　John Van Reenen （University College London and CEPR）

発行機関：Journal of Public Economics

- ✓ 日本も含む9か国（OECD加盟国）を対象に、研究開発税制が企業の研究開発投資に与える影響をモデルにより分析。
- ✓ 研究開発税制は、短期的には研究開発コストの10%の税額控除に対して長期的には**約10%の増加**をもたらす。
- ✓ **研究開発税制の優遇の程度が研究開発拠点の立地決定に影響を与える**ことが示唆される。

Does an R&D tax credit affect R&D expenditure? The Japanese R&D tax credit reform in 2003. （2014年）

著者　　：Kasahara, H., Shimotsu, K., & Suzuki, M.

発行機関：Journal of The Japanese and International　Economies

- ✓ 2003年度に**総額型が導入されなかった場合**、2003年度の**日本全体の研究開発費総額は3.0～3.4%低下**（注１）していた。
- ✓ 仮に税額控除額の上限（注2）が設定されなかった場合、2003年の日本全体の研究開発費総額は3.1～3.9%増加（注1）していた。
- ✓ 2003年の税額控除率に対する研究開発投資の準弾性値は1.15（90%信頼区間）となった。

※ 税額控除率の変化を利用して、2000年から2003年の企業活動基本調査のデータを用いてモデルを構築し、税制の効果を分析

※ 2003年の研究開発税制の適用額は4,236億円（国税庁会社標本調査）

（注1） 2003年の国内研究開発費総額は約16.8兆円（科学技術研究調査）であり、その3.0～3.4%は約5,000億円～約5,700億円、3.1～3.9%は約5,200億円～約6,600億円。

（注2） 2003年の研究開発税制の控除上限は法人税額の２０%。

※「2003年度に総額型が導入されて以降、控除率、控除上限、繰越控除の見直しなどの改正が行われているが、現在に至るまで制度の骨格に大きな変更はなく、現時点においても、この論文が示した効果の方向性は大きく変わらないと考えられる」（長岡貞男一橋大学名誉教授）

IDEAS（経済学に特化した世界最大の学術文献データベース）ランキング上位のジャーナルの中から、RIETIのイノベーション研究の専門家の協力を得て作成。

１－２．企業の研究開発費と研究開発税制の適用額の推移

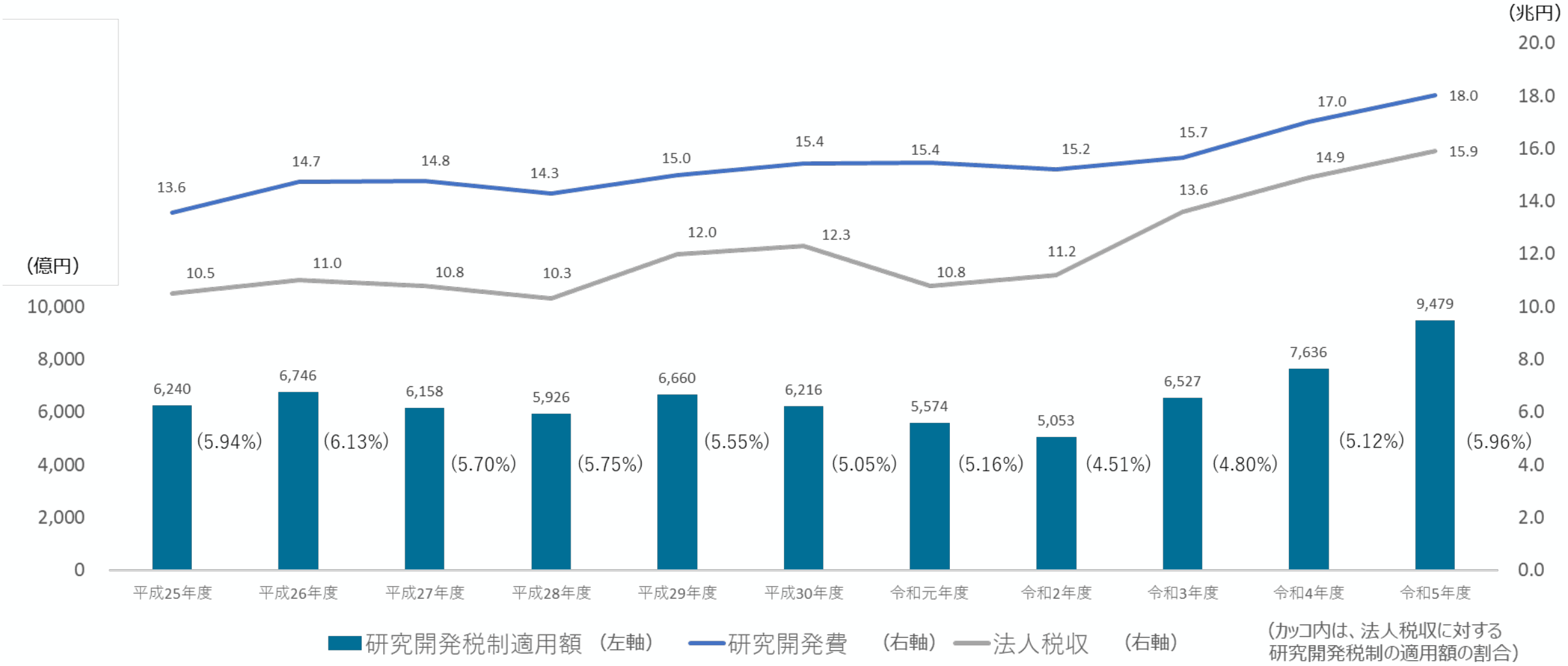

（出典）総務省 「**科学技術研究調査**」を基に、経済産業省が加工・作成　※ 研究開発費は、自己負担研究費を使用
財務省 「**租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書**」を基に、経産省が加工・作成
財務省 「**一般会計税収の推移**」（ https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a03.htm#a02 ）(令和7年5月2日時点)を基に、経産省が加工・作成

（参考）民間企業の研究開発支出に対する政府支援割合

- OECD38カ国中、Ｇ７全てを含む34カ国が研究開発税制を導入。一方で、民間企業の研究開発支出に対する政府支援の割合は、日本はOECD平均より少ない（OECD平均11.3%、日本7.7%）

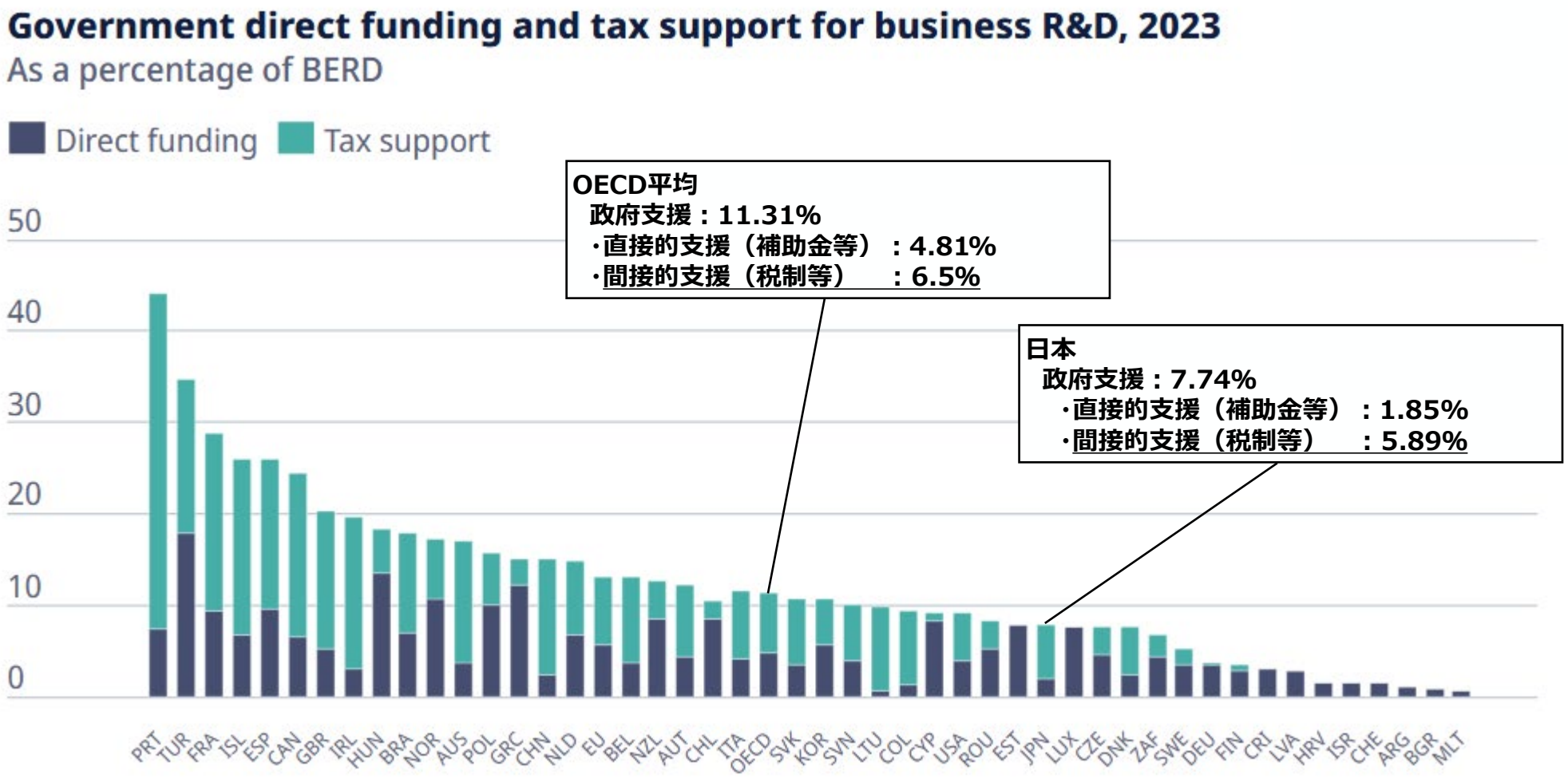

出典：OECD Government direct funding and tax support for business R&D, 2023　As a percentage of BERD）

１－３．研究開発税制のインセンティブ効果（定性分析）

- イノベーションが**どの研究開発から生まれるかを正確に予測することは困難**であり、**成果を得るには腰を据えた取組が必要**。企業の**中長期的な予見可能性の観点からも、研究開発税制は効果を発揮**してきた。
- さらに、広く研究開発を後押しする**研究開発税制により、企業のグローバル展開が進む中でも、日本国内における研究機能の維持・強化**が図られてきた。

＜研究開発投資へのインセンティブ効果に関する企業の声＞

【中長期的な研究開発の取組への効果】

・研究開発税制の控除額はIRRやNPVの計算に組み込まれており、**投資採算性や経営判断に影響を与えている。**

・研究開発費はP/Lに直結するため、短期的な成果を重視する傾向があるが、**研究開発税制の後押しがあることで長期的な研究にも取り組みやすくなっている**。**研究開発税制によるキャッシュフローの改善は、研究投資額の増加につながっている**

・研究開発税制を前提に投資計画を立てており、**制度の安定性が投資規模拡大の判断材料となっている**。特にリーマンショックのような景気悪化時、研究開発税制は研究開発縮小の抑制に機能してきた。

・**研究開発税制の後押しがあることで博士人材の採用にも前向きな判断がしやすくなっている**。

【日本国内における研究機能の維持・強化への効果】

・研究開発税制があることで、**日本に研究開発拠点を維持する理由を社内外に説明しやすくなっている**。

・研究開発税制も含めた採算が**海外で研究開発を行う方が有利**となれば、株主への説明ができず、**日本の研究開発拠点の海外移転の検討は不可避。**

・仮に**研究開発拠点を海外に移すと主要な取引先には海外移転を求める。**他方、海外まで付いて来られない**中小企業等との取引の縮減は不可避。**

・海外の研究開発税制が魅力的な場合、**拠点の移動・拠点先の選定について社内で具体的な議論が行われる**ことがある。高い控除率や上限、長期繰越など魅力的な研究開発税制を持つ国から拠点誘致の打診を受けたこともある。

2－1．企業規模別・業種別の適用額・件数

- 統計に基づく**国内民間研究開発投資額に占める大企業の割合**（97.0%）に比べ、**税制の適用額**の同割合（91.5%）**は低くなっている**。
- 統計に基づく**国内民間研究開発社数に占める中小企業の割合**（63.7%）に比べ、**税制の適用件数**の同割合（70.2%）**は高くなっている**。
- 統計に基づく**国内民間研究開発投資額に占める製造業の割合**（86.6%）に比べ、**税制の適用額**の同割合（81.3%）**は低くなっている**。

国内民間研究開発投資額・社数と研究開発税制の適用額・件数　令和5年度

企業規模別

国内民間研究開発**投資額・社数**

	研究開発投資額	割合	社数	割合
大企業	約17.5兆円	約97.0%	6,429社	約36.3%
中小企業	約0.5兆円	約3.0%	11,295社	約63.7%
合計	約18.0兆円	-	17,724社	-

（出典）総務省「**科学技術研究調査**」令和６年調査結果(令和５年度実績)を基に、経産省が加工・作成

※中小企業は資本金1,000万円以上1億円未満の法人

業種別

国内民間研究開発**投資額**　（製造業の割合：約86.6%）

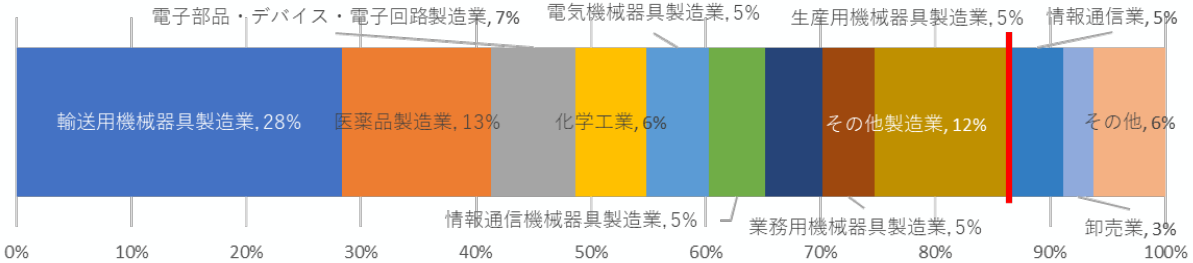

（出典）総務省「**科学技術研究調査**」令和６年調査結果(令和５年度実績)を基に、経産省が加工・作成

研究開発**税制適用額・件数**

	適用額	割合	件数	割合
大企業	約8,672億円	約91.5%	5,313件	約29.8%
中小企業	約806億円	約8.5%	12,532件	約70.2%
合計	約9,479億円	-	17,845件	-

（出典）財務省「**租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書**」を基に、経産省が加工・作成

研究開発**税制適用額**（製造業の割合：約81.3%）

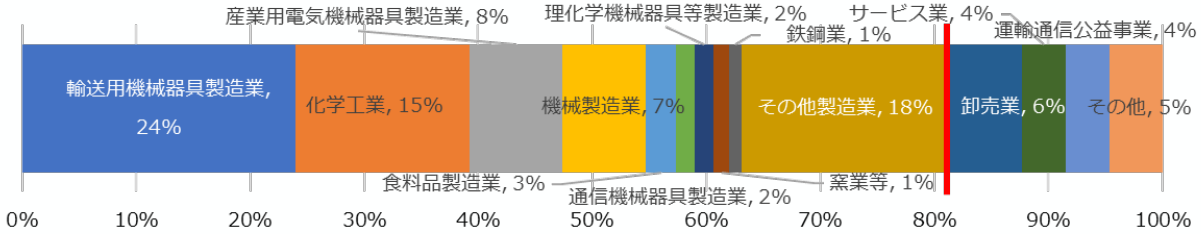

（出典）財務省「**租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書**」を基に、経産省が加工・作成

※中小企業は資本金1億円以下の法人

※中小企業の占める割合の平成26年度から令和5までの10年間の平均は69.1%（66.9%～70.4%）

3－1. 研究開発税制の対象範囲

- 各国の**研究開発税制の対象範囲**は**概ねフラスカティ・マニュアルに準拠**しているが、完全に同一ではない。
- 日本では、令和3年度税制改正において、定義をグローバルスタンダードに合わせる観点から、**リバースエンジニアリング等の模倣を目的とする活動が対象外であることを明確化**するなど、**フラスカティ・マニュアルとの整合性が図られている**。

（参考）フラスカティ・マニュアル

- R&Dの統計整備のためにOECDが1963年に作成したマニュアル
- 最新版は2015年に公表された第6改訂版。

3－2．対象範囲を定める国税庁法令解釈通達

＜抄＞国税庁「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明　（令和３年６月２５日）42の4(1)-1

４（略）このため、研究開発費の政府目標を達成するために **研究開発税制の対象となる試験研究費についても、この“Frascati Manual”に沿った方向 に見直すことが考えられた。この“Frascati Manual”の中で“Research and experimental development”が定義されおり、この“Research and experimental development”の範囲は、おおむね研究開発税制の対象となる試験研究と同様であるところ**、**研究開発税制においてはリバースエンジニアリングのような行為が必ずしも明確には排除されていなかったことを踏まえ、試験研究費の範囲をグローバルスタンダードに合わせる観点から、この見直しが行われている**。このことから、この科学技術研究調査及び**“Frascati Manual”における 研究開発費の定義に沿って定義することが適切**であると考えられる。

＜抄＞国税庁法令解釈通達

42の4（1）－1　措置法第42条の４第19項第１号イ(1)に規定する**試験研究とは、事物、機能、現象などについて新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う創造的で体系的な調査、収集、分析その他の活動のうち自然科学に係るものをいい**、新製品の製造又は新技術の改良、考案若しくは発明に係るものに限らず、現に生産中の製品の製造又は既存の技術の改良、考案若しくは発明に係るものも含まれる。

42 の 4⑴－2 措置法第 42 条の４第８項第１号イ⑴に規定する試験研究には、例えば、次に掲げる活動は含まれない。

⑴ 人文科学及び社会科学に係る活動
⑵ リバースエンジニアリング（既に実用化されている製品又は技術の構造や仕組み等に係る情報を自社の製品又は技術にそのまま活用することのみを目的として、当該情報を解析することをいう。）その他の単なる模倣を目的とする活動
⑶ 事務員による事務処理手順の変更若しくは簡素化又は部署編成の変更
⑷ 既存のマーケティング手法若しくは販売手法の導入等の販売技術若しくは販売方 法の改良又は販路の開拓
⑸ 性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として行うデザインの考案
⑹ ⑸により考案されたデザインに基づき行う設計又は試作
⑺ 製品に特定の表示をするための許可申請のために行うデータ集積等の臨床実験
⑻ 完成品の販売のために行うマーケティング調査又は消費者アンケートの収集
⑼ 既存の財務分析又は在庫管理の方法の導入
⑽ 既存製品の品質管理、完成品の製品検査、環境管理
⑾ 生産調整のために行う機械設備の移転又は製造ラインの配置転換
⑿ 生産方法、量産方法が技術的に確立している製品を量産化するための試作
⒀ 特許の出願及び訴訟に関する事務手続
⒁ 地質、海洋又は天体等の調査又は探査に係る一般的な情報の収集
⒂ 製品マスター完成後の市場販売目的のソフトウエアに係るプログラムの機能上の障害の除去等の機能維持に係る活動
⒃ ソフトウエア開発に係るシステム運用管理、ユーザードキュメントの作成、ユーザーサポート及びソフトウエアと明確に区分される コンテンツの制作

（参考）イノベーションにおける新規性と生産性水準

- 2019年の森川らの論文によると、日本の企業においては、**新製品・新サービスの開発をした企業だけでなく、既存製品・サービスの改善を行った企業においても生産性水準が比較優位**にあることが明らかになっている。
- また、**生産性水準の差は、既存製品・サービスの改善の方が、新製品・新サービスの開発よりも全産業において大きく、製造業においては、特に差が顕著**である結果となっている。
- **研究開発税制は、研究開発投資を増加させることを目的とした政策**であるという大前提に加え、政策の最終的なインパクトである日本の成長力、国際競争力の強化に繋がる**企業の生産性の向上という観点でも既存製品・サービスの改善を目的とした研究開発も対象とすることが重要**。

製品・サービスの開発・改善に係る
イノベーションを行った企業とそうでない企業の生産性水準の差

	全産業	製造業	サービス産業
新製品・新サービスの開発	6.14	5.58	11.72
既存製品・サービスの改善	8.66	10.07	12.58

M. Morikawa, *J. JPN. INT. ECON*, **2019**, *51*, 43-51

4－1. 予算による支援との役割分担

- これまで、**基本的には、**予算措置と税制措置の特性の違いを踏まえ、**予算は主に重点的に分野を決めて支援**を行っており、**研究開発税制は分野を問わず日本全体の企業の研究開発投資の後押し**を行ってきた。

予算措置と税制措置の比較イメージ

	予算措置	税制措置（研究開発税制）
対象分野	**一般的に政策目的に沿って国が見える範囲で対象分野を限定**	自然科学に関する研究開発を**広く後押し**
対象	予算制約があり**全ての案件を採択できない** （原則、毎年度、予算プロセス有り）	**一定の要件を満たせば等しく適用可能** (適用期限の到来等、制度改正時には税制改正プロセス有り)
国の関与	一般的に採択等による**国の裁量の余地が大きい** **研究開発プロセスも管理**	**国の裁量の余地は小さい** プロセスによらず**民間の自由な発想による研究開発を後押し**
その他	**赤字企業も活用可能**	**企業の黒字化・利益増大努力インセンティブ**

５－１．研究開発税制のロジックモデル

- EBPMの観点から、今後、**ロジックモデルを整理しながら効果検証**を進めていく。
- 「質的な面」についても考慮すべきとの観点から、ロジックモデルにおいて、例えば、研究開発投資額の拡大によってもたらされることが考えられる**特許出願数**、研究開発に携わる**研究者数**の増加（我が国の研究開発に係るストックの拡大）等も勘案することにより、**従来の研究開発投資額の効果に加え、質にも踏み込んだ効果の検証**を行うこととする。
- RIETIをはじめとするEBPMの**専門家による学術的な助言も得ながらEBPMを進めていく**。
- なお、**税務大学校との共同研究の枠組みを通じた研究開発税制を対象とした研究の実施について、国税庁と相談中**。

政策目的：我が国の研究開発投資総額の約7割を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。

達成目標：未定（第７期科学・イノベーション基本計画に整合することを前提）

現状

・2023年度の研究開発投資額（約22.0兆円）は対前年度比6.5%増。
2021年度～2023年度までの3年間の研究開発投資額の総額は約62.4兆円。

・官民合わせた研究開発投資額は増加傾向。

課題　（新たな課題、国際競争環境、取り巻く環境の変化等）

・デジタル・AIの進化等により、研究分野間の相互連関が高まり、研究開発のスピードが加速。科学とビジネスが近接化が進んでいる。そのような中、各国は戦略分野を絞り込み、重点投資を行っている。

・他国が研究開発費を大きく伸ばしている中、日本の研究開発費の伸びは劣後。また、高度な研究開発を支える人材、産学連携が不足。

・効果を定量的に測定するための指標やデータが不足。政策の改善に向けたフィードバックが得られにくい。

インプット 政策手段	アクティビティ 政策手段による活動	アウトプット 活動目標	短期アウトカム 短期の成果目標	中・長期アウトカム 中・長期の成果目標	インパクト 国民・社会への影響
税制改正要望	租税特別 措置法の改正	改正租税特別 措置法の施行	民間研究開発投資 維持・拡大 オープンイノベーショ の促進	研究開発成果の拡大 研究開発体制の拡大	日本の成長力、国際競争力の強化 イノベーション成果の国民・社会への浸透

【適用件数】
【適用額】

【民間研究開発投資額】
補助的指標：民間外部研究開発投資額
特許出願数
研究開発に携わる研究者数

（参考）企業の研究開発費、特許出願数、研究者数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
企業の研究開発費	15.4兆円	15.2兆円	15.7兆円	17.0兆円	18.0兆円
うち社外支出	2.4兆円	2.1兆円	2.2.兆円	2.6兆円	2.7兆円
特許出願数	307,232件	287,747件	288,402件	288,855件	299,630件
研究者数	507,473人	515,469人	529,053人	530,587人	523,548人

（出典）総務省「科学技術研究調査」を基に経済産業省作成。
「企業の研究開発費」は、自己負担研究費を使用。「社外支出」は、外部へ支出した研究費のうち自己資金によるもの。
特許庁「特許行政年次報告書2025年版」を基に経済産業省作成。特許出願数には、特許権の存続期間の延長登録の出願の件数は含まれない。

6－1．日本のイノベーション競争力

- 地域のイノベーションを評価するものは複数あるが、例えば、**WIPO(世界知的所有権機関）**は、毎年、「**グローバル・イノベーション・インデックス**」を公表。
- このインデックスは「法制度」「人的資本と研究開発」「インフラ整備」「マーケット環境」「ビジネス環境」「知的財産の創出」「コンテンツの創出」の７つの観点でイノベーションを評価している（指標の中には、政策の質や効率性、事業を行うための政策環境も含まれる）。
- **2025年版では、日本は前年から順位を上げて12位**。

Global Innovation Indexトップ15の推移

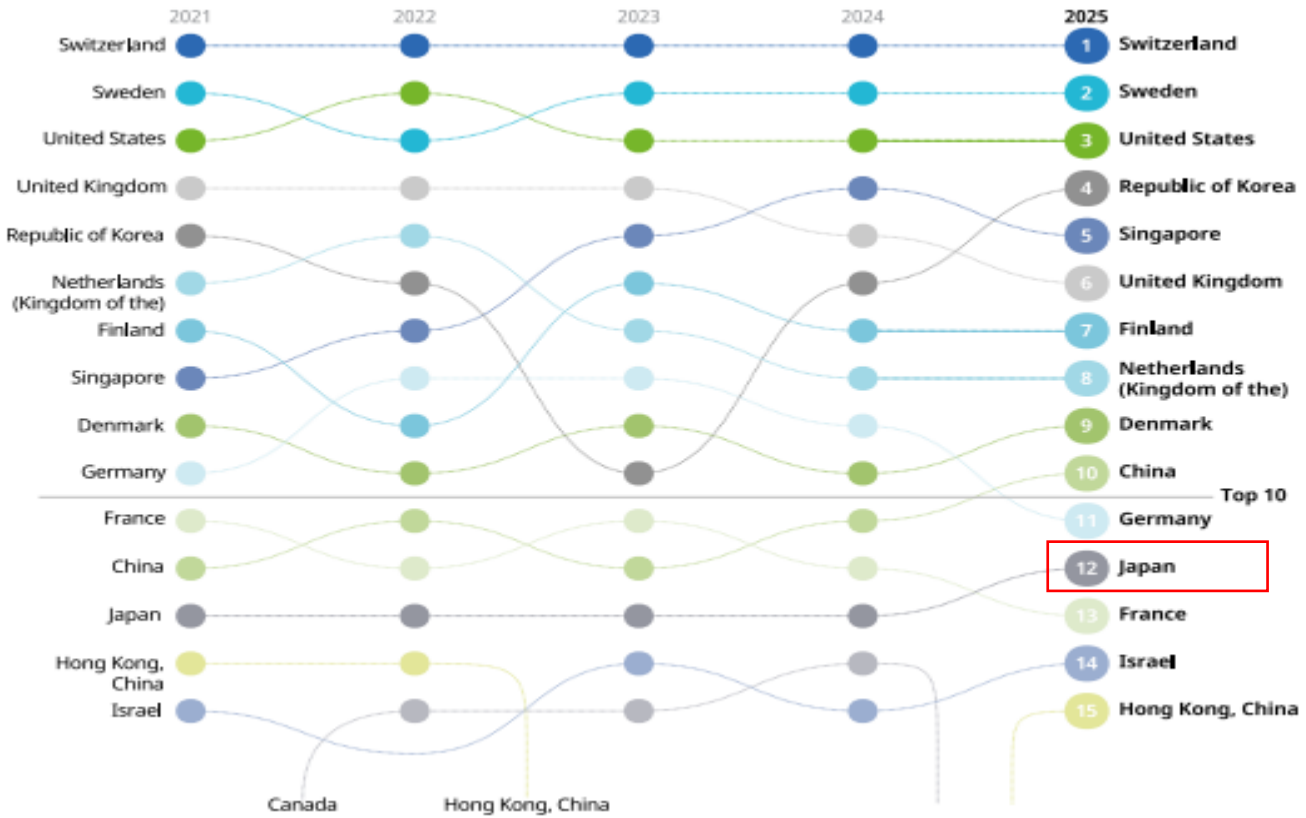

（出典）WIPO(世界知的所有権機関） Global Innovation Index 2025）

6－2．日本のイノベーション拠点の強み

科学技術クラスターランキング

ランキング	クラスター名	経済圏
1	深セン-香港-広州	中国/香港
2	東京-横浜	日本
3	サンノゼ-サンフランシスコ(カリフォルニア州)	米国
4	北京	中国
5	ソウル	韓国
6	上海-蘇州	中国
7	ボストン	米国
8	ニューヨーク(ニューヨーク州)	米国
9	ロンドン	英国
10	ロサンゼルス	米国
11	大阪-神戸-京都	日本
12	パリ	フランス
13	南京	中国
14	サンディエゴ(カリフォルニア州)	米国
15	杭州	中国

（出典）WIPO(世界知的所有権機関） Global Innovation Index 2025
※特許発明者と科学論文の著者が最も集中している地理的地域

イノベーションで評価される企業トップ100

国・地域	選出数
日本	33社（トヨタ、キヤノン、富士通、富士フイルム、ソニー、日立など）
米国	18社（アルファベット、ボーイング、ジョンソン＆ジョンソンなど）
台湾	13社（TSMC、フォックスコンなど）
韓国	8社（サムスン、LG、ヒュンダイなど）
ドイツ	8社（シーメンス、フォルクスワーゲンなど）
フランス	7社 （エアバス、ミシュランなど）
中国	6社 （ファーウエイ、テンセントなど）

（出典）Clarivate社　Top100 Global Innovators 2025から経済産業省作成
※「特許数」、「影響力」、「成功率」、「地理的投資」、「希少性」などの要素で評価

国際特許出願件数が多い企業トップ50（2024）

国・地域	選出数
日本	16社（三菱電機、NTT、パナソニック、NEC、ソニーなど）
中国	14社（ファーウェイ、ZTE、シャオミ、BOEなど）
米国	7社（マイクロソフト、クアルコム、グーグルなど）
ドイツ	5社（ボッシュ、シーメンス、BASF、BMWなど）
韓国	3社（サムスン、LG、LGエネルギー）
欧州（除：独）	5社 （エリクソン、フィリップス、ノキア）

（出典）特許行政年次報告書（2024）を基に経済産業省が作成

７．令和８年度税制改正における改正要望内容

７－１．科学とビジネスの近接化

リニアモデルの時代

核：マンハッタン計画
宇宙：アポロ計画　　など

イノベーションエコシステムの時代

Apple、Google、
Amazon、Facebook　など

「科学とビジネスの近接化」の時代

AI・量子・コロナワクチンなど
⇒技術的に未熟な極早期の段階から
ビジネス投資

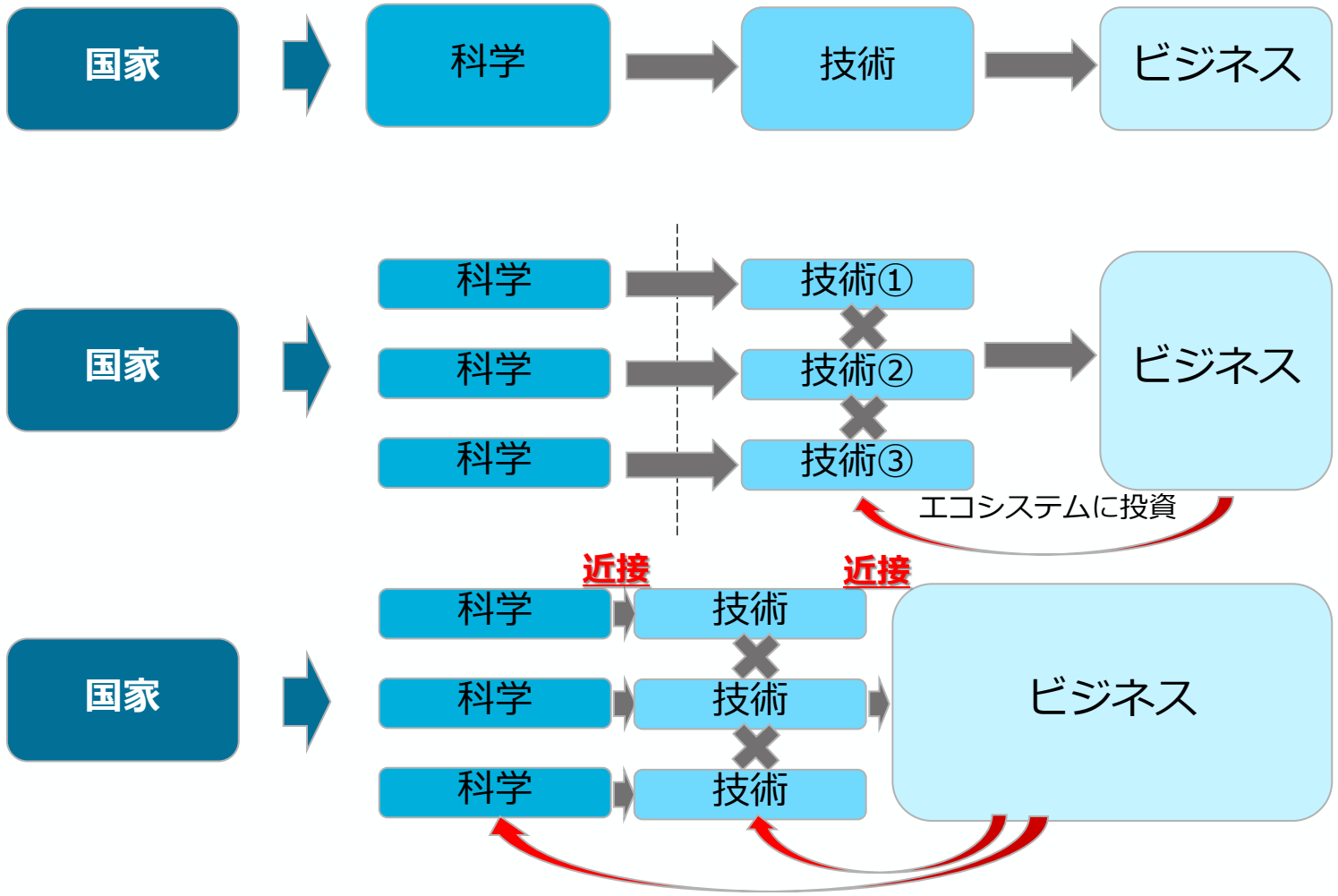

（参考）各国は戦略分野を絞り込み、重点投資

	米国	中国	英国	独国	韓国	豪州
戦略文書	CETsの最新リスト（2024/2）	第14次五か年計画（2021/3）	英国科学技術フレームワーク（2023/3）	ホワイトペーパー技術主権（2021）	12大国家戦略技術（2022/10）	産業科学資源省（DISR)の定めるクリティカル・テクノロジー(2023/5）
重要技術分野	CETs(critical and emerging technologies) • 先進コンピューティング • 先進エンジニアリング材料 • 先進ガスタービンエンジン技術 • 先進ネットワーク型センシング及びシグネチャ管理 • 先進製造 • 人工知能（AI） • バイオテクノロジー • 再生可能エネルギーの生成と貯蔵 • データプライバシー、データセキュリティ、サイバーセキュリティ技術 • 指向性エネルギー • 高度自動化、無人システム（UxS）、ロボティクス • ヒューマンマシンインターフェース • 極超音速 • 通信・ネットワーク技術 • 位置・ナビゲーション・タイミング（PNT）技術 • 量子情報技術 • 半導体及びマイクロエレクトロニクス • 宇宙技術・システム	国家実験室の再編や国家科学センターの建設の対象分野 • 量子情報 • フォトニクス • マイクロナノエレクトロニクス • ネットワーク通信 • 人工知能 • バイオメディカル • 現代エネルギーシステム ブレイクスルー強化のための重要な先端科学技術分野 • 次世代人工知能 • 量子情報 • 集積回路 • 脳科学と脳模倣型人工知能 • 遺伝子とバイオテクノロジー • 臨床医学と健康 • 深宇宙、深地球、深海、極地探査	将来の革新的技術分野 • AI • 工学的生物学（engineering biology） • 未来のテレコム • 半導体 • 量子技術 **オランダ** 国家技術戦略（2024/6） 優先すべき主要な支援技術 • 光学システムと統合フォトニクス • 量子技術 • プロセステクノロジー（プロセスの強化を含む） • バイオ分子および細胞技術 • イメージング技術 • メカトロニクスおよびオプトメカトロニクス • 人工知能およびデータサイエンス • エネルギー材料 • 半導体技術 • サイバーセキュリティ技術	国際競争力、安全保障、経済と社会の強靭化に重要な基盤技術 • ICT、マイクロエレクトロニクス、ソフトウェア、AI • ITセキュリティ • HPC • フォトニクス、第2世代量子技術 • 循環型経済の基盤 • 持続可能なエネルギー技術 • 材料 • バイオ技術 • 製造技術 • 環境技術 • 分析技術、計測技術、光学	韓国経済に波及効果の大きい産業コア技術群 • 半導体・ディスプレイ • 二次電池 • 先端モビリティ • 次世代原子力 急成長が見込まれる安全保障上重要な技術群 • 先端バイオテクノロジー • 航空宇宙・海洋技術 • 水素 • サイバーセキュリティ 必須基盤技術群 • AI • 次世代通信 • 先端ロボット・製造 • 量子技術	• 先進の製造技術と材料技術 • AI技術 • 高度な情報通信技術 • 量子技術 • 自律システム、ロボティクス、ポジショニング、タイミングおよびセンシング技術 • バイオテクノロジー • クリーンエネルギー生成および貯蔵技術

（参考）米国：R＆D投資の国内回帰の重要性

米大統領通商政策方針：THE PRESIDENT'S 2025 TRADE POLICY AGENDA（2025年3月3日）

＜全体概要と一部詳細抜粋＞

１章：次の偉大なアメリカの世紀のための通商政策（A Trade Policy for the Next Great American Century）
２章：生産経済に向けて（Toward a Production Economy）

○生産経済の重要性
１．高賃金の実現： 製造業の雇用は約10%の賃金上昇効果
２．雇用創出：製造業はサービス業など他産業にも波及効果
３．イノベーション促進：製造業と共に海外に移った**R＆D投資の国内回帰が重要**
４・国防の強化：第2次世界大戦の勝利の鍵は当時の生産力。
しかし今や軍需生産能力は脆弱。産業基盤の再建が不可欠

○戦略的に調整された通商政策により、以下を追求
１．製造業の**GDP比率**の向上
２．世帯実質所得の中央値の増加
３．財の貿易赤字の縮小

＜詳細＞

- 生産経済(Production Economy)は
  イノベーションにとっての恩恵である。
- アメリカのグローバル企業による2003年から2017年の
  研究開発（R&D）の支出額は、
  中国においては年間平均13.6%の成長を遂げ
  国内においては年間平均わずか5%の成長 にとどまった。
- 通商政策ツールを展開することにより、米国内の製造業を
  再構築させることで、この懸念すべき傾向を逆転させ、
  アメリカの技術的優位性を前進させることができる。

3章：アメリカ第一の通商政策（An America First Trade Policy）
4章：過去の成功に立脚（Building on Past Success）　※第1次トランプ政権の成果

出典）「THE PRESIDENT'S 2025 TRADE POLICY AGENDA」（2025年3月3日） を基に、一部抜粋して意訳

トランプ政権による税制上の研究費の取り扱いの変更

- **７月４日　トランプ税制法案（The One, Big, Beautiful Bill）が成立。**
- **米国内での研究支出は、償却期間が20年以下の資産取得も含め、100%即時損金算入する扱いを恒久化。**

出典）米国, Internal Revenue Code Section 167, 168, 174, 174A

7－2. 主要国・地域論文数推移（論文数、Top10%）

論文数(分数カウント法・全分野)

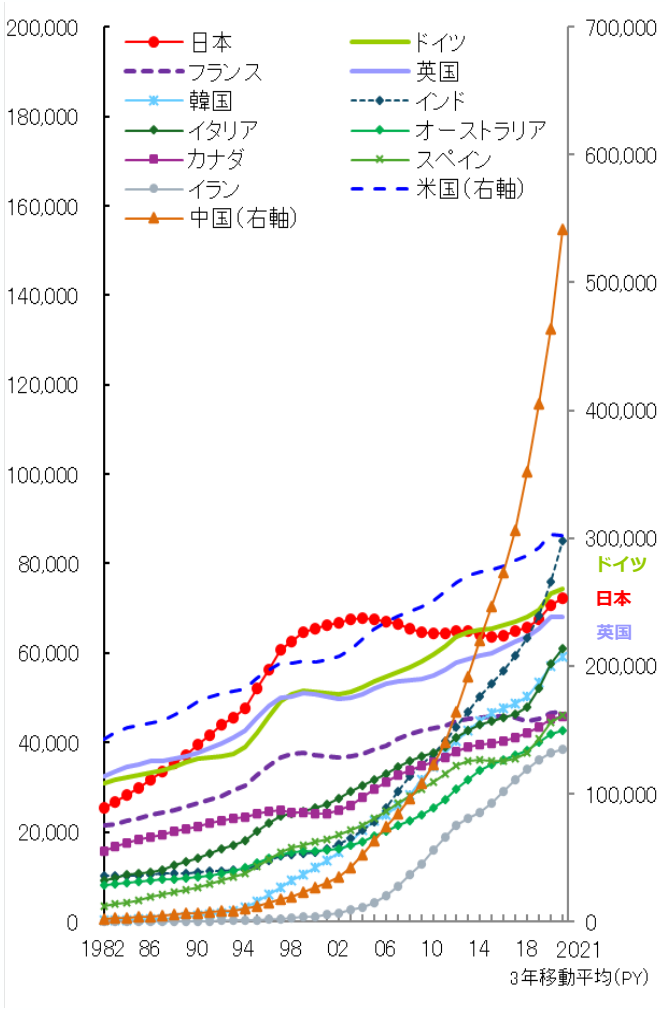

Top10%補正論文数
(分数カウント法・全分野)
G7・中国

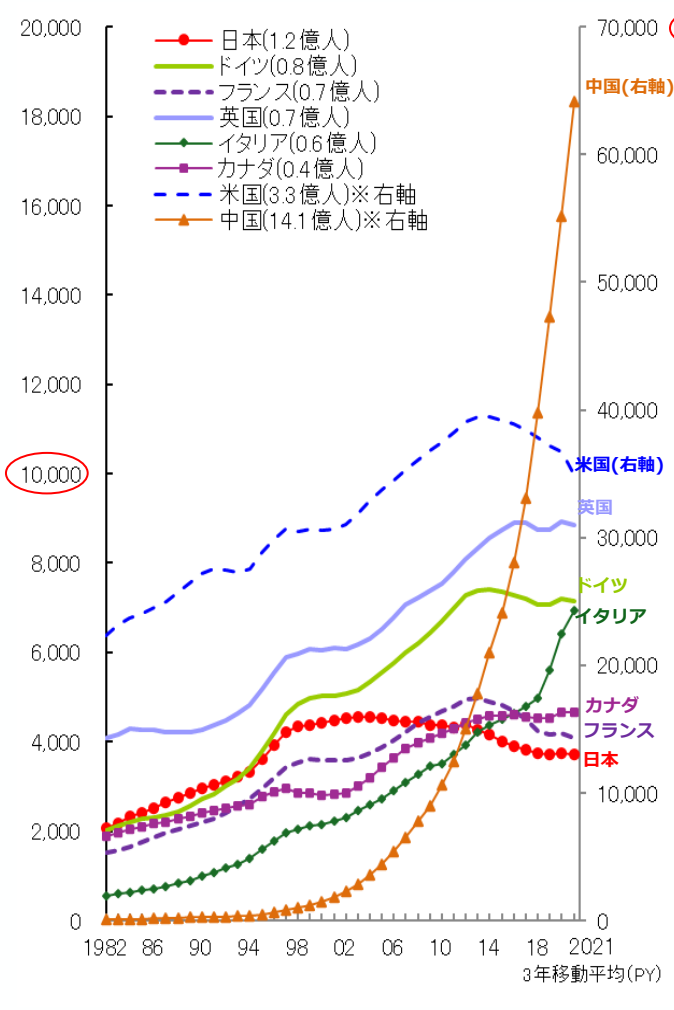

Top10%補正論文数
(分数カウント法・全分野)
アジア・オセアニア

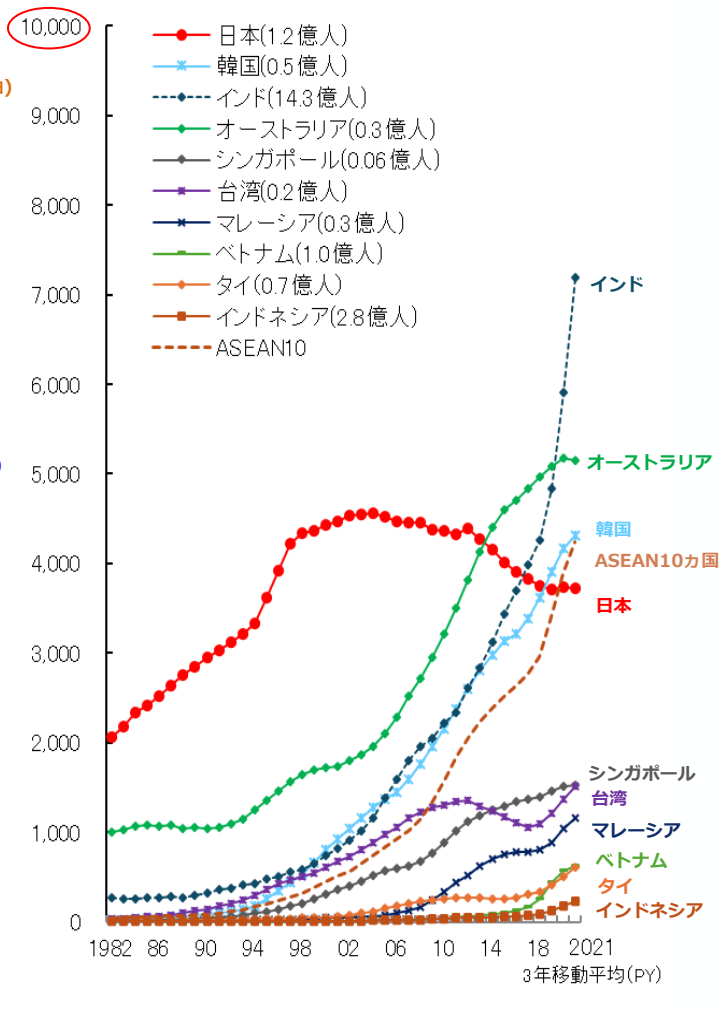

※PYとは出版年(Publicationyear)の略である。Article,Reviewを分析対象とした。分数カウント法による結果。
※論文の被引用数(2023年末の値)が各年各分野(22分野)の上位10%に入る論文数がTop10%論文数である。※（）内は2023年時点のおおよその人口
(出典）文部科学省　科学技術・学術政策研究所からの提供情報を基に、経済産業省が作成。

７－３．戦略技術領域の一気通貫支援

- 我が国にとって戦略的に重要な技術領域を特定し、人材育成から研究開発、拠点形成、設備投資、スタートアップ支援、ルール形成等の政策を総動員して一気通貫で支援する体系を構築し、民間の投資を呼び込む。
- 戦略技術領域の特定にあたっては、経済成長、戦略的自律性、不可欠性などの経済安全保障の観点、技術の革新性、日本の優位性（学術的・産業的な強み）、社会課題解決、デジタル赤字を含む国際収支・貿易構造等の観点から検討。

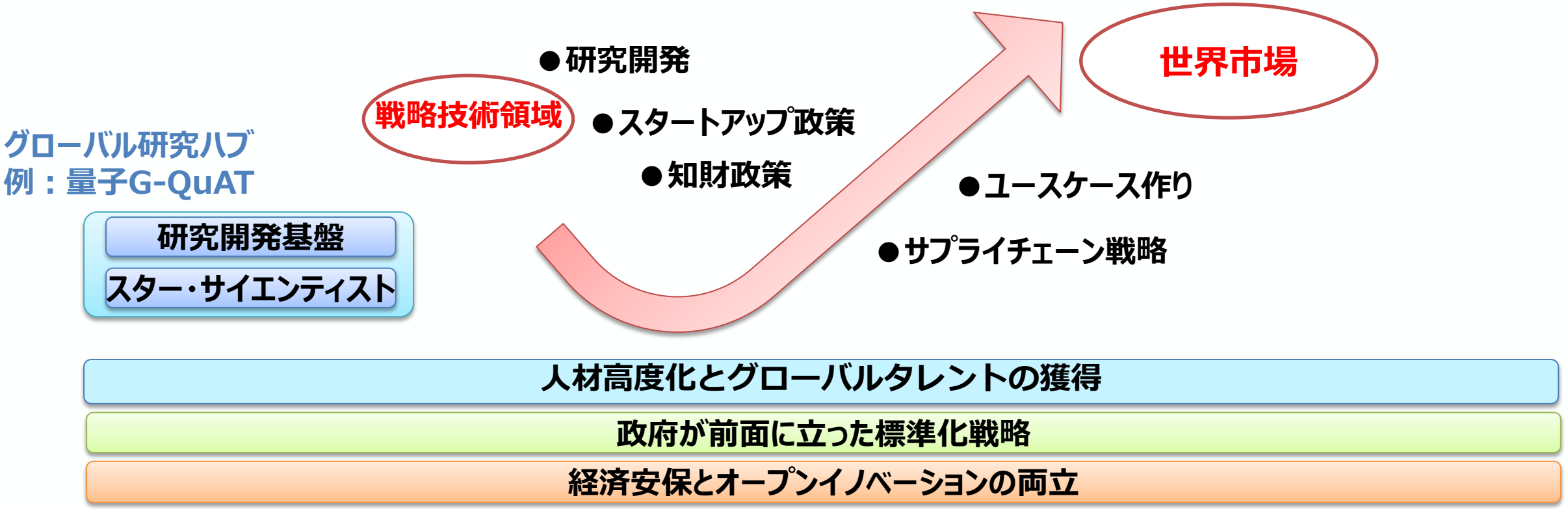

7－4．研究開発税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税)

拡充・延長

- **科学に対する官民の投下資本が巨大化**し、**科学からビジネスに至るまでのスピードが加速**する「**科学とビジネスの近接化**」の時代が到来。**各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下。**
- また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化。
- このため、**現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で**、**戦略技術領域**に対する**研究開発投資の拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフッティングな投資環境の整備**等に必要な措置を要望。

現行制度

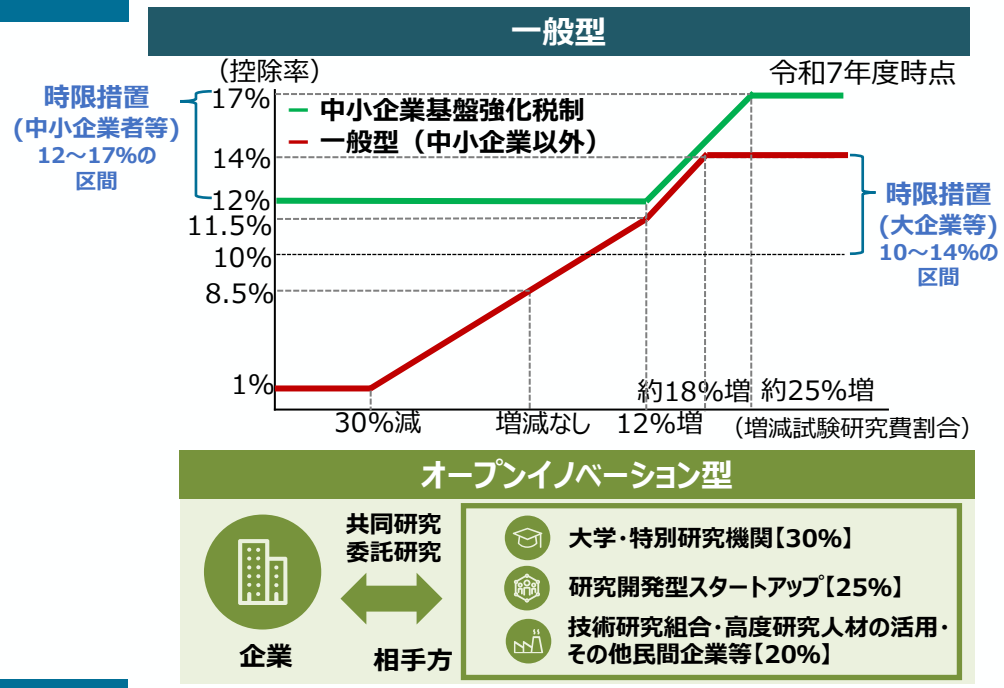

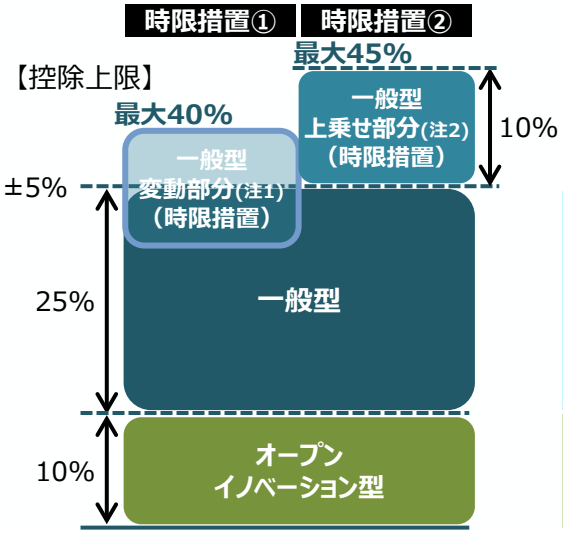

- 平均売上高試験研究費の割合が10%超
- 中小企業者等の試験研究費の増加割合が12%超

- 研究開発を行う企業の試験研究費の額に応じて、試験研究費の一定割合（大企業:1-14%、中小企業:12-17% ）を法人税額から控除

- 共同研究または委託研究を行う場合に、一般型よりも高い控除率（20-30%）で法人税額から控除

注1 研究開発投資の増減に応じた控除上限の変動措置
注2 売上に対する研究開発投資の割合が10%超の場合の上乗せ措置
※ 税額控除限度額（試験研究費の額×控除率）と控除上限を比較して**小さい金額**が控除額となる。
※ 設立10年以内等の要件を満たす**ベンチャー企業**の控除上限については、上記に**15%**上乗せ。

要望内容

- 既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型を創設し、重点化（控除率のインセンティブを強化・控除上限を別枠で措置）
- OI型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究を追加（控除率のインセンティブを強化）
- 大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化
- 税額控除の繰越制度の導入
- 高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充
- 中堅企業に対するインセンティブを強化
- 試験研究費の範囲の明確化
- 時限措置の適用期限の延長　等

（参考）研究開発税制　新類型「戦略技術領域型」（仮称）のイメージ

イメージ図

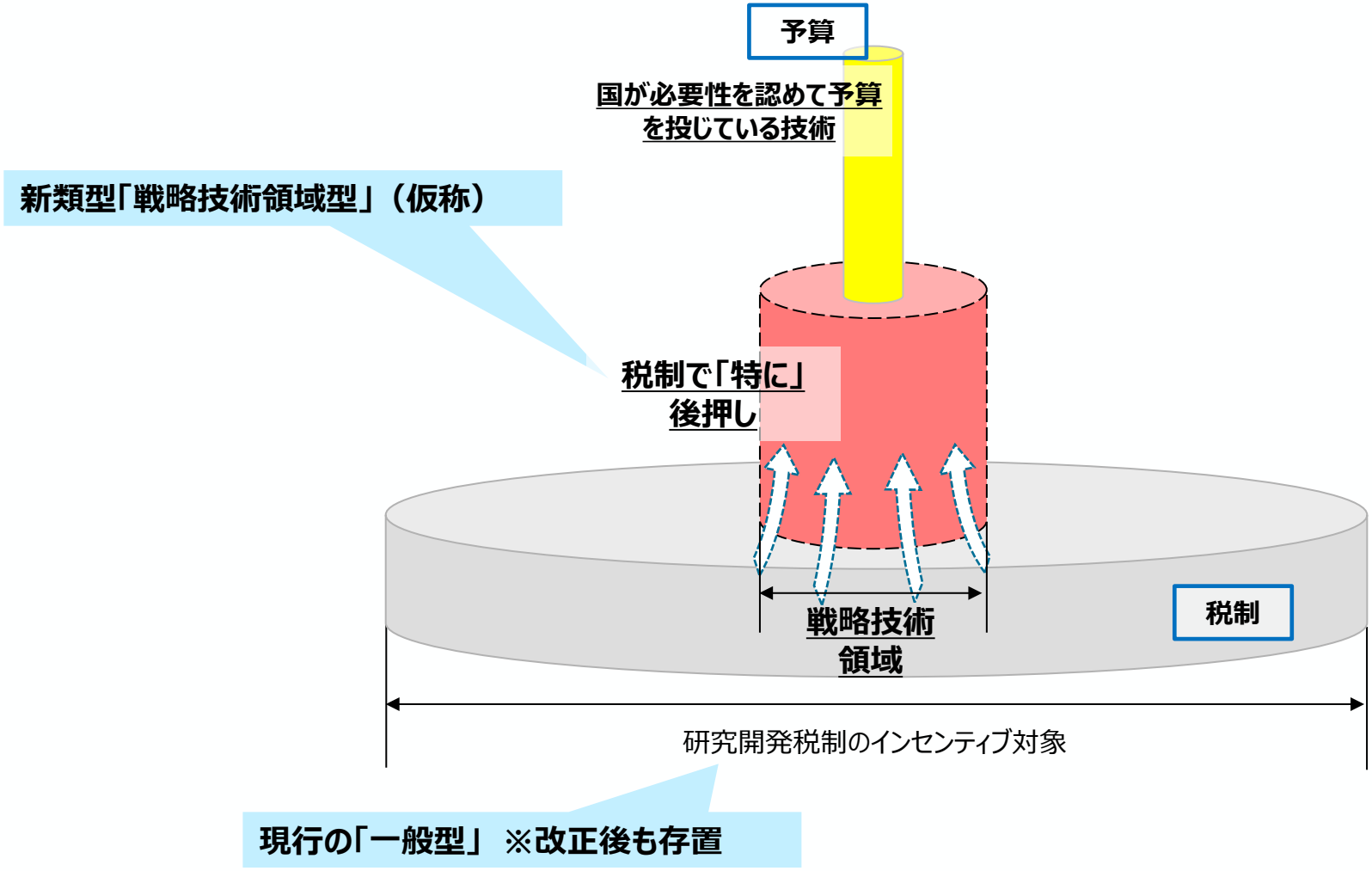

（参考）拠点形成に関する研究開発税制の見直しの方向性

- **ディープテックをはじめとして基礎科学からビジネスまでの結びつきが近くなっており、企業が大学や国研の科学的知見を活用することの重要性が高まっている**。
- **一定の要件を満たす戦略技術領域の研究を実施する大学等の拠点については、民間の当該領域への研究開発投資を誘発**するための強力なインセンティブ付けをすることを検討。その際、**大学等が企業からの投資を呼び込んで成長していくために、大学等の拠点ベースで以下の要件に関して実績・目標を設定**。

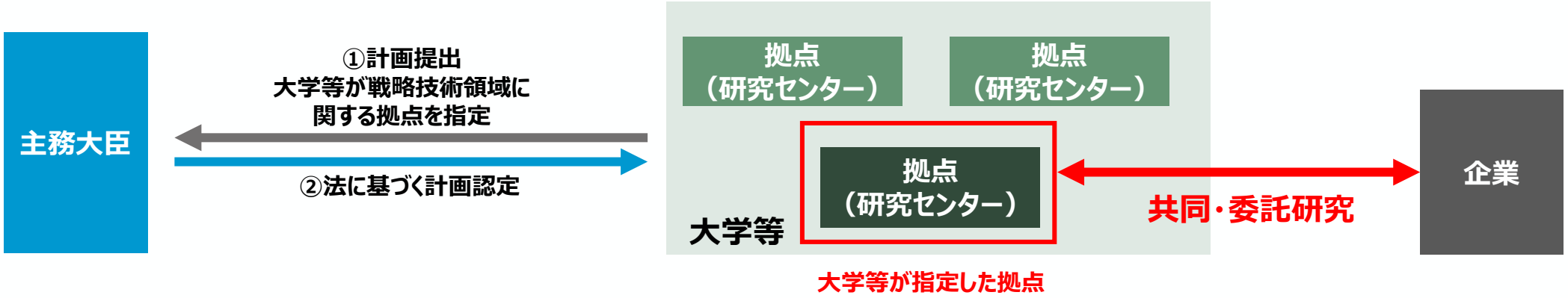

拠点認定要件（例）

研究力	国際性	成長性	研究環境
✓ Top10%論文数 ✓ Q値（論文数に占めるTop10%論文数の割合）等	✓ 外国籍企業との共同研究件数 ✓ 国際共著論文数 ✓ 外国人研究者(教員)数 等	✓ 外部収入（民間企業からの共同・受託研究費受入額等） ✓ 産学共同研究の間接経費率　等	✓ 現状の研究設備等の状況（他の組織との連携含む） ✓ 目標を達成するための設備拡充・投資計画　等

（参考）研究開発税制の概要

- 研究開発税制は、**試験研究費の一定割合を法人税額から控除**できる制度。
- 大きく分けて、**一般型**、**オープンイノベーション型**の２つの制度が存在。
- 試験研究費のうち、法人税額から控除できる割合（**控除率**）と、法人税額のうち、控除できる上限（**控除上限**）については、**一定の条件により変動**※する仕組み。

※控除上限は、原則、法人税額の25%（試験研究費の増加・減少に応じた変動などにより最大で60%）。

試験研究費　×　控除率

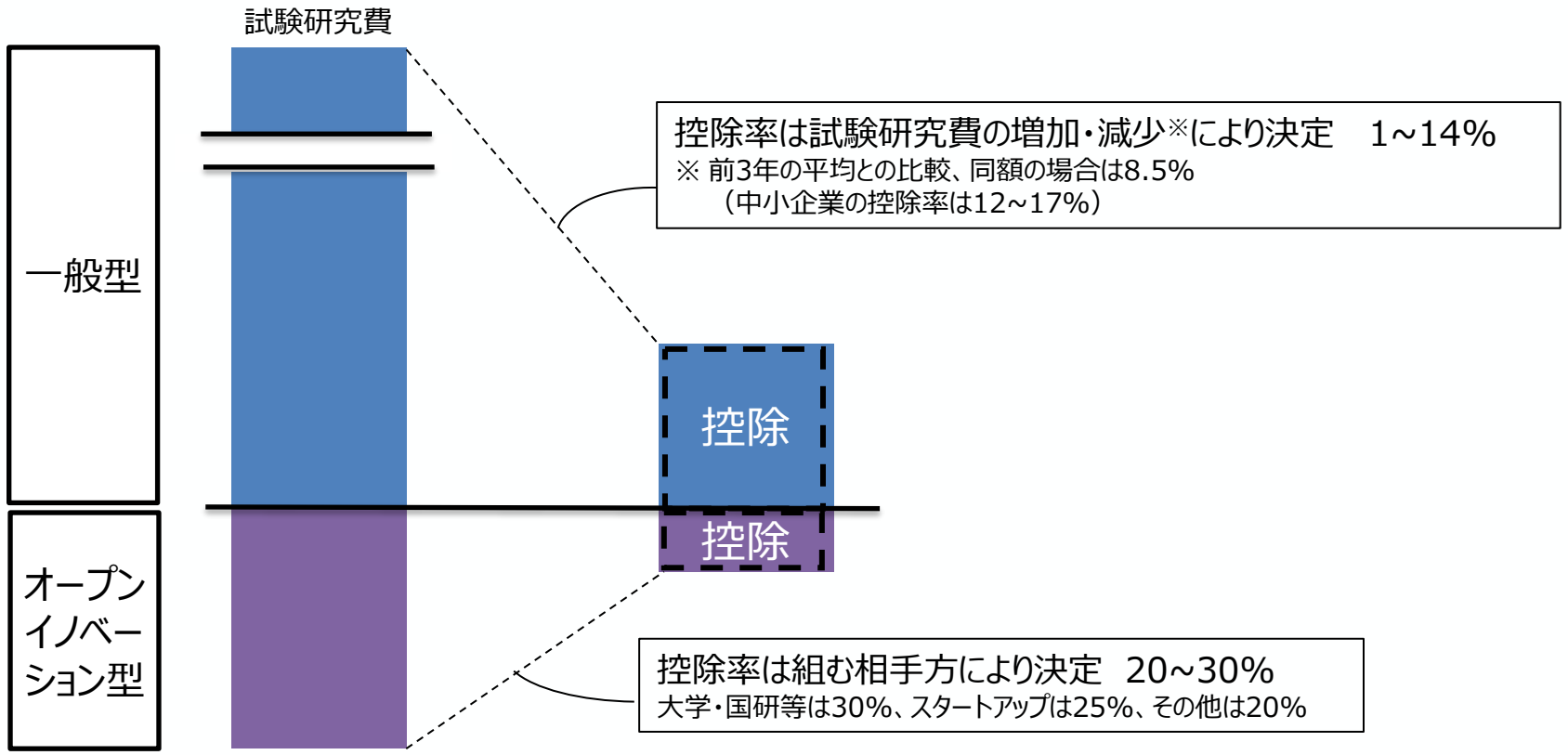

（参考）研究開発税制の詳細

- 研究開発税制は、**研究開発投資の維持・拡大**や、**オープンイノベーションの促進**を目的に、**研究開発投資額の一定割合を法人税額から税額控除**できる制度。
- **研究開発投資の全体額に適用可能な一般型**（注１）と、**２者以上が関わる共同研究等において適用可能なオープンイノベーション型**（注２）が存在。

一般型

- 研究開発投資の促進のため、試験研究費につき、増減試験研究費（注３）に応じて、控除率カーブに基づいた税額控除を行う（注4）。恒久措置と令和7年度末までの時限措置に分かれる。

【控除率】

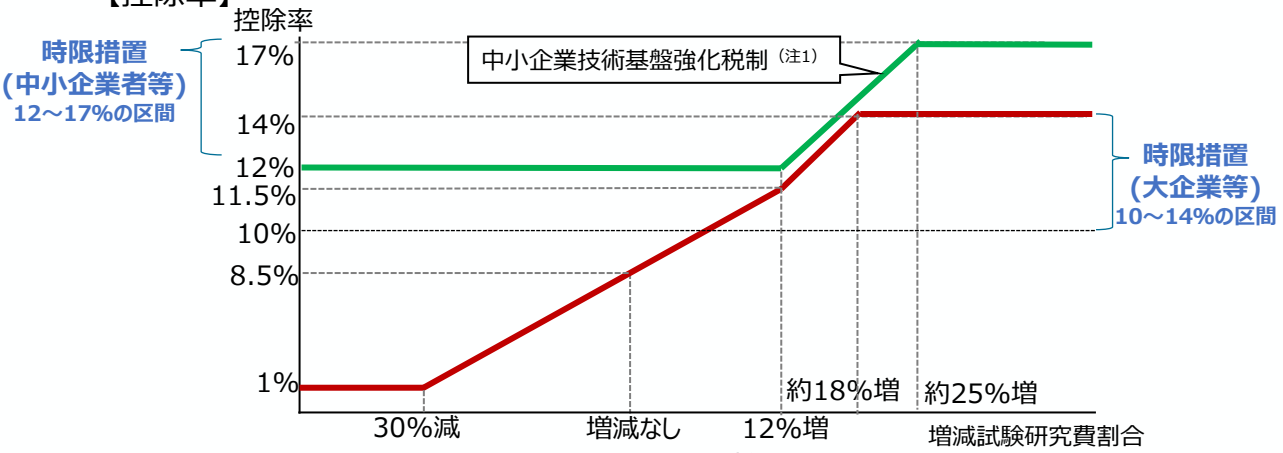

【控除上限（法人税額に対して控除可能な割合）】（注５）

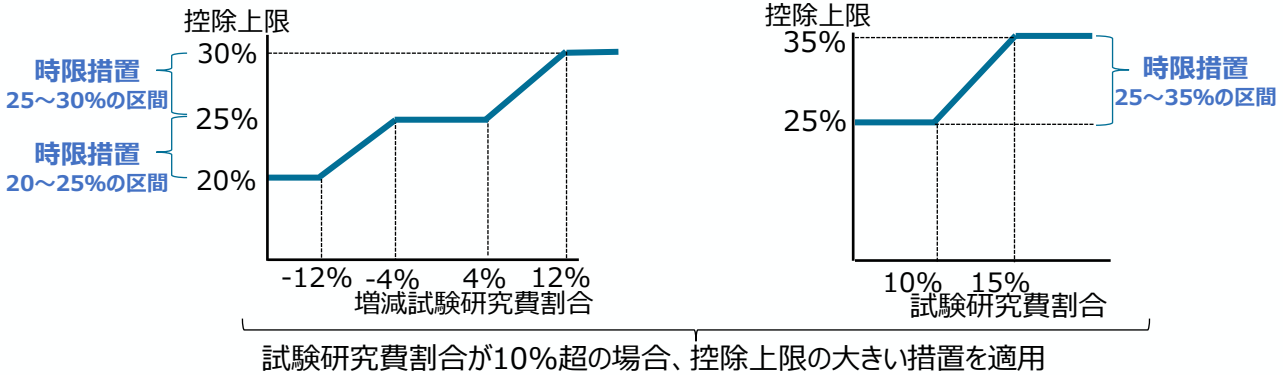

オープンイノベーション型

- オープンイノベーションの促進のため、共同試験研究・委託試験研究等を実施した際に、特別試験研究費につき税額控除を行う。
- 以下の類型に応じ、**一般型とは別枠で法人税額の10%まで税額控除**が可能。

制度の類型	控除率
特別研究機関（注６）、大学等との共同・委託試験研究	30%
スタートアップ等との共同・委託試験研究	25%
その他の民間企業等との共同・委託試験研究	20%
中小企業者の知的財産を使用して行う試験研究	
技術研究組合の組合員が協同して行う試験研究	
高度研究人材の活用に関する試験研究	
希少疾病用医薬品・特定用途医薬品等に関する試験研究	

注１　資本金1億円以下等の中小企業は、一般型よりも高い控除率を措置している「中小企業技術基盤強化税制」が適用可能。
注２　オープンイノベーション型を適用した試験研究費の額については、「一般型」及び「中小企業技術基盤強化税制」を適用することはできない。
注３　増額試験研究費の額（試験研究費の額から比較試験研究費（※）の額を減算した金額）の比較試験研究費の額に対する割合
※前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額を平均した額
注４　試験研究費割合（※）が10%超の場合の控除率
上乗せ適用前の控除率×（試験研究費割合－10%）×0.5を加算
※適用年及び前3年以内の事業年度における売上金額の平均に占める試験研究費の額の割合
注５　設立10年以内等の要件を満たすベンチャー企業においては、より高い控除上限が適用される
注６　特別研究機関とは、以下の①～④が該当
①科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第2条第8項に規定する試験研究機関等
②国立研究開発法人（日本医療研究開発機構、量子科学技術研究開発機構等）
③福島国際研究教育機構
④国立健康危機管理研究機構

（参考）令和５年度の研究開発税制の適用額の状況

１．一般型+中小企業技術基盤強化税制

適用額： 約9,252億円（約97.6%）
（ 14,685件）※

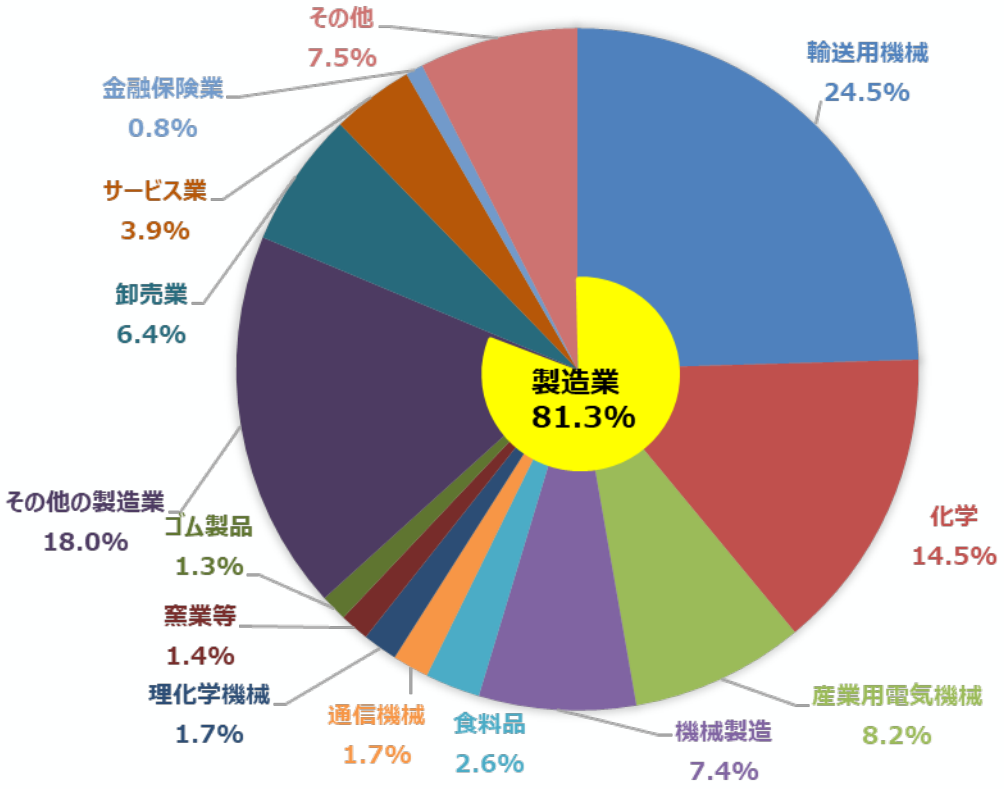

２．オープンイノベーション型

適用額： 約226億円（約2.4%）
（3,120件）※

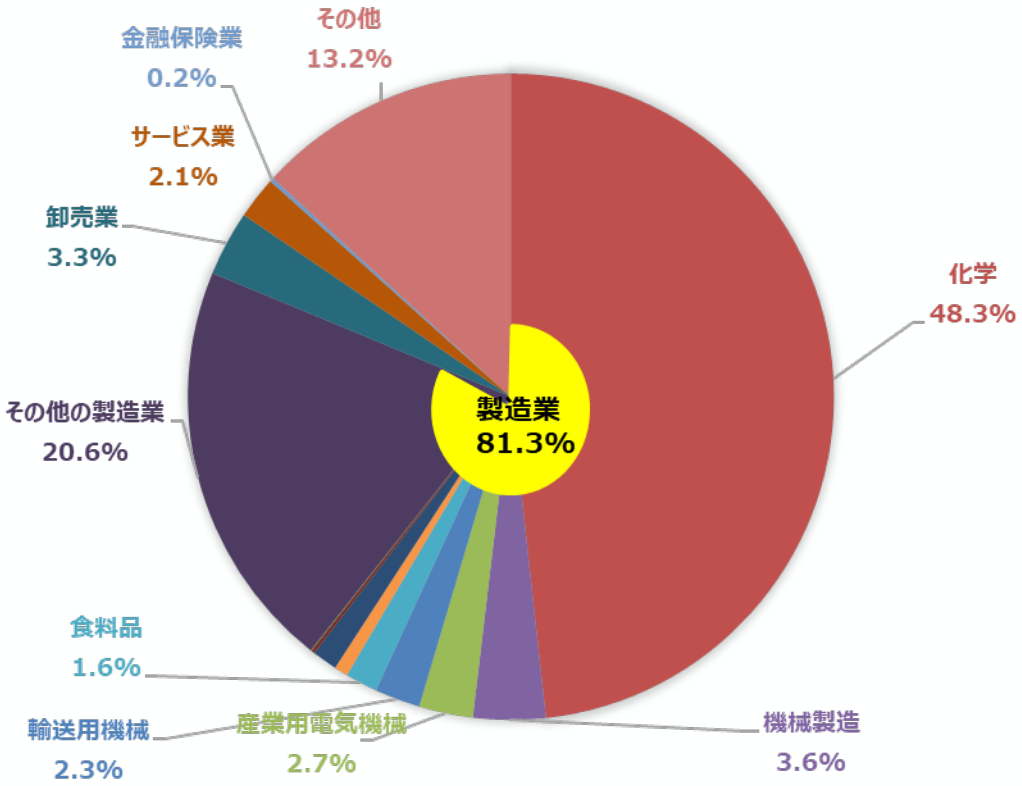

（出典）財務省「**租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書**」を基に作成。
※令和４年度からグループ通算制度が開始され、適用額明細書は、通算親法人・通算子法人がそれぞれで提出することとされた。